

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

2023 年 4 月号 (Vol.14)

著作権法の改正法案・閣議決定

I. はじめに

II. 著作権法の一部を改正する法律案

森・濱田松本法律事務所

弁護士 上村 哲史

TEL. 03 6266 8508

takuya.iizuka@mhm-global.com

弁護士 桑原 秀明

TEL. 03 6266 8949

hideaki.kuwahara@mhm-global.com

弁護士 松井 佑樹

TEL. 03 6266 8958

yuki.matsui@mhm-global.com

I. はじめに

近年、市場に流通するコンテンツの多くがデジタル化され、SNS の普及により個人の創作活動の多様化が進む等、文化芸術における DX(デジタルトランスフォーメーション) の推進は、コンテンツの創作・流通・利用に大きな影響を与えています。

DX 時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応した「コンテンツ創作の好循環」の実現とその効用を最大化し、文化芸術をはじめとしたわが国の発展を下支えするものとして、著作権制度・政策を位置付けていくことが必要との課題意識のもと、文化審議会は、令和 3 年 7 月 19 日、文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション (DX) 時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問されたことを受け、令和 3 年度、令和 4 年度の 2 年間にわたり審議を行ってきました。

こうした状況の中で、令和 3 年 12 月には、諮問のうち「簡素で一元的な権利処理方策」を中心に、一定の方向性を取りまとめた「[中間まとめ](#)」が公表され、その後の審議を経て、令和 5 年 1 月には、「[文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書](#)」が公表されるに至り、それらを踏まえて、令和 5 年 3 月 10 日に、著作権法の一部を改正する法律案 (以下「本改正案」といいます。) が閣議決定されました。

なお、[改正法案に関する情報](#)は、文部科学省のウェブサイトから入手することができます。

II. 著作権法の一部を改正する法律案

1. 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

他人の著作物、実演等を利用 (複製、改変、インターネット配信等) する場合には、原則として、著作権者や著作隣接権者の許諾を得ることが必要になります。しかし、権利者が不明であったり、権利者が分かっても、その所在が不明である等の場合

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

には、許諾を得ることが現実的に困難なことがあります。このような場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができることとする制度として、現行法では「著作権者不明等の場合の裁定制度」が設けられています（著作権法 67 条 1 項、同法 103 条）。しかし、裁定制度は、利用者が簡単に利用できる制度ではなく、供託手続等の煩雑さも指摘されていました。また、申請中利用（同法 67 条の 2）ができるまで 1~2 か月を要していたケースもあり、相当程度の時間がかかっていました。

本改正案では、広く「著作権者等の意思」が確認できずに権利者からの許諾を得られない場合において、より簡易かつ迅速な手続で、著作物等の時限的な利用を可能にするため、①利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化、②窓口組織（民間機関）による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化がなされました。

（1） 利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化

集中管理がされておらず、利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認できる情報が公表されていない著作物等（未管理公表著作物等。本改正案 67 条の 3 第 2 項参照）を利用しようとする場合、又は、著作権者等の意思を確認するための措置をとったにもかかわらず、確認ができない場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、裁定の定めるところにより、当該未管理公表著作物等を利用することができることが規定されました（同条 1 項）。当該裁定は、未管理公表著作物等の著作権者等からの請求により、文化庁長官が取り消すことができ（同条 7 項）、取消し後は本制度による当該未管理公表著作物等の利用ができないこととされ、著作権者等は当該未管理公表著作物等が利用された期間に対応する補償金を受け取ることができると規定されています（同条 9 項）。

（2） 窓口組織（民間機関）による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化

迅速な著作物等の利用を可能とするため、新たな裁定制度の申請受付、要件確認及び補償金の額の決定に関する事務の一部について、文化庁長官の登録を受けた窓口組織（民間機関）が行うことができることとされました（本改正案 104 条の 18 等）。このような民間機関が文化庁長官に指定されることで、本法案による新たな制度及び現行裁定制度の補償金については、補償金等の管理機関への支払を行うことができることとし、供託手続が不要となります（同条の 21 第 2 項）。

本改正案による新しい裁定制度では、従来の「著作権者が不明等」の場合を対象とする現行法の裁定制度と異なり、著作物の利用の可否に係る「著作権者等の意思が確認できない（明らかでない）」場合を対象に、著作権者等が申出を行えば利用を終了させることのできる「時限的な利用」として規定されました（新制度が利用される具体的なフローは、以下の図をご参照ください。）。これは、新制度において、権利者の

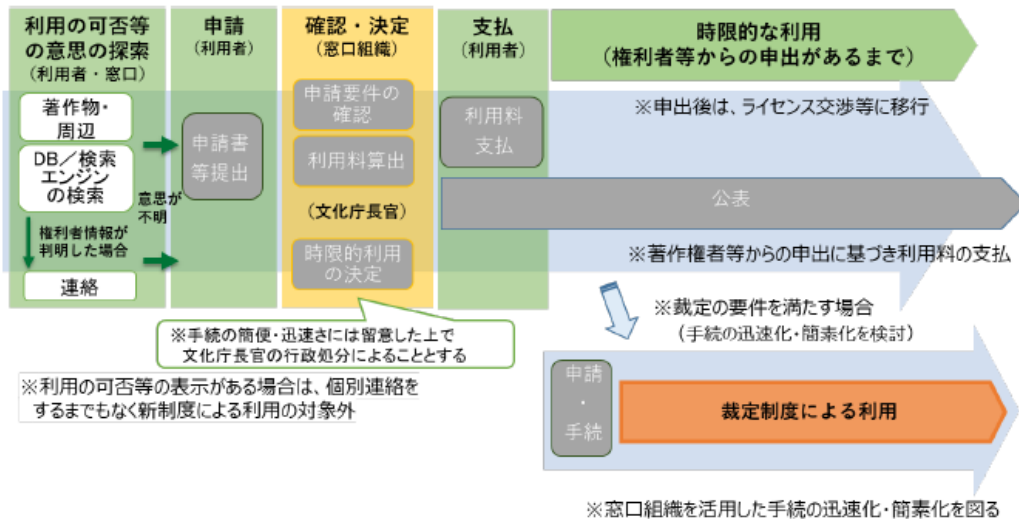
MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

意思が確認できない著作物等について簡易な手続で利用を可能にする一方で、著作権者等の不利益が大きくなるように配慮したものといたします。なお、新制度については、裁定制度と同様に、著作隣接権についても準用するものとされています（本改正案 103 条）。

新制度が法制化された場合には、権利者の意思が確認できないコンテンツを企業がビジネス上利用することが容易になると期待できますが、他方で本制度を利用してコンテンツの利用を希望する企業としては、本改正案で定められる要件や手続を遵守することが求められるので、今後の立法の動きを注視する必要があります。

また、新制度の対象となる著作物は、著作権者等の意思が確認できない（明らかでない）著作物に限られますが、いかなる場合に著作権者等の意思が確認できないと判断されるのか、実務に混乱が生じないように、明確な指針が望まれます。

■新制度の具体的なフロー



出典：「第 22 期文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書」8 頁

2. 立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置

デジタル社会の実現に向け、デジタル化・ネットワーク化に対応した取組みが立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されていることを受け、立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする著作権の制限規定が定められました。

立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できることが定められました（本改正案 42 条）。また、特許審査等の行政手続・行政審判手続について、デジタル化に対応し、必要と認められる限度において、著作物等を公衆送信等できることが定められました（同 41 条の 2 第 2 項、同 42 条の 2 第 2 項）。このほか、裁判手続についても、民訴手続については令和 4 年民事訴訟法等の一部改正法により措置

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

がなされましたが、それ以外の手続についても、裁判手続のIT化のための各種制度改正に併せて、著作物を公衆送信等できるよう規定の整備を行うとされています。

3. 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

現行法では、著作権侵害に対する損害賠償請求について、概略、以下のような著作権者の損害の立証負担を軽減する規定が設けられています（著作権法114条）。

- ①侵害品の譲渡等数量に基づき賠償額を算定（同条1項）
- ②侵害者の得た利益を損害額と推定（同条2項）
- ③ライセンス料相当額を損害額として請求可（同条3項）

このうち、①の譲渡等数量について、著作権者等の販売等の能力を超える等の数量は、①の賠償額の算定の基礎にできないとされていましたが、その超過分の数量について、①とは別途、③のライセンス料相当額を賠償額として侵害者に請求できるか、条文上は明らかではありませんでした。

過去に同様の状況が存在した特許法においては、令和元年の法改正により、特許権者の販売能力を超過する分についてはライセンス料相当額の賠償請求が可能であることが明示されましたが（特許法102条1項2号）、本改正案では、著作権法においても、侵害者の売上げ等の数量が権利者の販売等の能力を超える場合等であっても、ライセンス機会喪失による逸失利益の損害額の認定を可能とすることが定められました（本改正案114条1項2号）。ここでの損害額となるライセンス料相当額は、その算定にあたり、著作権侵害があったことを前提に交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨も明記されました（同条5項）。

これまで、例えば、深刻な問題とされているマンガの海賊版被害に対する損害賠償請求に関しては、侵害者が権利者の販売等能力を大幅に超えて利益を得ている例が多いといった指摘や、使用料相当額として認定される賠償額が低くなり、侵害による高額利益の大部分が侵害者に残存しているといった指摘もなされてきました。本改正が実現した場合、マンガの権利者は、自己の生産能力を超えた部分についても、ライセンス料相当額の損害賠償を請求することができることが明確となります。

また、著作権侵害があった場合におけるライセンス料は、侵害者が権利者の許諾なく著作物を利用しており、権利者にとっては利用を許諾するかどうかの判断機会が失われていることや、通常、ライセンス契約を締結するにあたっては、契約解除事由の制限や利用方法の制限等、様々な契約上の制限を受けることがあり得るところ、侵害者はこうした制約なく利用していること等から、通常の契約によるライセンス料よりも高額となることが想定されます。そのため、他人のコンテンツを利用しようとする企業としては、著作権侵害をしないようより注意深く権利処理の対応をすることが求

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

められます。

(弁護士 上村 哲史、弁護士 桑原 秀明、弁護士 松井 佑樹)

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」について

I. はじめに

II. デジタル空間における模倣行為の防止

III. 営業秘密・限定提供データの保護の強化

森・濱田松本法律事務所

弁護士 増田 雅史

TEL. 03 6266 8742

masafumi.masuda@mhm-global.com

弁護士 渡邊 峻

TEL. 03 6213 8165

shun.watanabe@mhm-global.com

I. はじめに

2023年3月10日、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」（以下「本改正案」といいます。）が閣議決定され、現在開会中である通常国会に提出されました¹。

本改正案は、知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなどの時代の要請に対応した知的財産制度の見直しのために、(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、(3) 国際的な事業展開に関する制度整備の3つを柱に、不正競争防止法だけでなく、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を一挙に行うものです（そのため法案説明資料は、同法案を「知財一括法」と呼称しています）。

このうち、上記(1)の内容としては、①登録可能な商標の拡充、②意匠登録手続の要件緩和、③デジタル空間における模倣行為の防止、④営業秘密・限定提供データの保護の強化が盛り込まれています。

本稿では、このうち、不正競争防止法の改正に係る③デジタル空間における模倣行為の防止、④営業秘密・限定提供データの保護の強化について解説を行います（以下、不正競争防止法を単に「法」といい、本改正案により改正された場合の不正競争防止法を「改正法（案）」といいます。）。

II. デジタル空間における模倣行為の防止

1. 不正競争防止法2条1項3号の改正

本改正案は、商品の形態模倣行為を不正競争と定義する法2条1項3号の範囲を拡大し、混同惹起行為や著名表示冒用行為について定めた法2条1項1号及び2号と同様、以下のとおり「電気通信回線を通じて提供する行為」を追加することを内容とし

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230310002/20230310002.html>

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

ています。

現行法	改正法（案）
他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為	他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

上記の改正は、近年、メタバース等の仮想空間の活用が進む中で、リアル／デジタルを超えて、コンテンツ等の知的財産権をどのように保護するかについて、経済産業省産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会（以下「本委員会」といいます。）で議論された結果、著作権による保護、意匠権による保護よりも法2条1項3号の活用が選好されることが多いとして、その利用範囲を明確化するために改正されたものです²。具体的には、法2条1項3号の対象となる行為に「電気通信回線を通じて提供する行為」を追加することにより、リアル世界の商品の形態を模倣したデジタルグッズをデジタル世界で提供する行為を不正競争として捕捉できることが明確になりました。

本委員会ではこのほか、対象となる行為の明確化以外にも、①法2条1項3号の「商品」に無体物が含まれることの明確化や、②法2条1項3号の適用対象を「日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品」に限る旨定めている法19条1項5号イの改正による保護期間の伸長についても議論がされました。本委員会が公表した2023年3月10日付「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方」（以下「在り方」といいます。）によれば、①については、不正競争防止法における他の「商品」の解釈にも影響を与える可能性があることから逐条解説において無体物が含まれる旨を記載することで解釈を明確化した上で、法律上の「商品」の定義については、今後の裁判例の蓄積を注視する等、将来課題として検討を継続する、②については、法文上の「最初に販売された日」が「実際の販売開始時」を意味することを逐条解説において明確化した上で、保護期間の伸長については将来課題として各関連団体等との意見交換などを通じ、引き続き検討を継続することとされています。

2. 実務上の留意点

上記の改正は、リアル世界での商品がデジタル世界で「模倣」された場合において、

² 他の法律による保護可能性については、知財法務の新潮流セミナー（<https://www.mhmjapan.com/ja/legal-topics/year/2023/1.html>）参照。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

リアル世界での商品のデザインを保護することを可能とするものであって、今後拡大が予想されるメタバース関連ビジネスの健全な発展に寄与する改正と考えられます。

一方で、リアル世界での商品とデジタル世界での商品を比較した場合に、どのような場合に「模倣」、すなわち実質的に同一といえるかについては、議論が残るところです。また、差止請求や損害賠償請求の要件である営業上の利益の侵害についても、デジタル世界でデザインが模倣されたとしても、リアル世界の商品の売上に影響しなければ、営業上の利益の侵害に当たらないのではないかと指摘もされています。

これらの点については、今後の裁判例や、実務上の取扱いを踏まえつつ、慎重に検討する必要があると考えられます。

Ⅲ. 営業秘密・限定提供データの保護の強化

1. 限定提供データの規律の見直し

不正競争防止法は、法2条1項11号以下において、「限定提供データ」を不正に取得する行為等を不正競争として定義し、規制しています。そして、この「限定提供データ」は、営業秘密を念頭に置いた形で、「秘密として管理されているものを除く」とされています（法2条7項）。もっとも、営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」ですので（法2条5項）、秘密として管理されているが、公然と知られているものについては、営業秘密に該当しないだけでなく、限定提供データにも該当しないこととなります（下図参照）。

		管理実態	現行法	改正案① (営業秘密を除く)	改正案② (要件削除)
秘密管理されている情報	非公知な情報	営業秘密	営業秘密	営業秘密	営業秘密
	公知な情報		※隙間		
秘密管理されていない情報	非公知な情報	限定提供データ	限定提供データ	限定提供データ	限定提供データ
	公知な情報				

データに関し、保護の隙間が生じてしまっている。

出典：在り方・12頁

本改正案は、この隙間を埋めるために、下記のように、限定提供データから「秘密として管理されているもの」ではなく営業秘密のみを除くよう改正するものです。

法	改正法（案）
業として特定の者に提供する情報として電磁的方法…により相当量蓄積さ	業として特定の者に提供する情報として電磁的方法…により相当量蓄積さ

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

れ、及び管理されている技術上又は営業上の情報（ <u>秘密として管理されているものを除く。</u> ）	れ、及び管理されている技術上又は営業上の情報（ <u>営業秘密を除く。</u> ）
---	---

なお、本委員会では、限定提供データに係る不正競争行為として適用除外とされている、取得時に不正な行為の介在等を知らずに（善意で）限定提供データを取得した者が、取引によって取得した権限の範囲内においてその限定提供データを開示する行為（法 19 条 1 項 8 号イ）について、善意の判断基準を取得時から契約時に繰り上げることについても議論がされました。結論としては、限定提供データに係る規律がまだまだ制度実装段階であるため、引き続き検討をしていくこととされましたので（在り方・14 頁）、今後の検討を注視する必要があります。

2. 損害賠償額算定規定の見直し

(1) 損害額が推定される場面の拡大

不正競争防止法は、特許法等と同様に、不正競争行為により被侵害者に生じた損害額を推定する規定を設けています（法 5 条）。もっとも、営業秘密に関する不正競争行為において損害の額が推定されるのは、「技術上の秘密に関するもの」に限られており、それ以外の営業秘密に関して不正競争行為が行われた場合には、損害が推定されない定めとなっています。これに対し、企業の競争力の源泉としてのデータの価値が増している中、データセットなどの営業秘密に対する不正競争行為についても本条を適用すべきではないかとの指摘がされた結果、本改正案では、「技術上の秘密に関するものに限る」との限定を削除することとされています（改正法（案）5 条 1 項本文）。

また、現行法では、損害の額の推定が、侵害行為を組成した物を譲渡する場合のみを想定しており、侵害行為により役務を提供する場合などが想定されておられません。これに対し、ビジネスモデルが多様化している現状を踏まえると、役務の提供についても本条を適用すべきではないかとの指摘がされた結果、本改正案では、「物の譲渡」だけでなく、「役務の提供」も対象に含むこととされています（改正法（案）5 条 1 項本文）。

(2) 令和元年特許法改正と同様の制度的手当

特許法における損害額の推定規定（特許法 102 条）に関しては、令和元年特許法改正において、①侵害者が得た利益のうち権利者の生産・販売能力を超えるとして賠償が否定されていた部分について、ライセンスしたとみなして、損害賠償請求できることとされ、また、②侵害者に対して請求することができる相当実施料額について、侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定が創設されました。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

このうち、①については、営業秘密等についても、営業秘密の保有者等が自ら営業秘密等を使用すると同時に、ライセンスして利益を得ることができる場合もあるという性質に鑑み、同様の改正を行うべきではないかとの指摘がされた結果、本改正案でも、被侵害者の販売又は提供の能力を超えた部分については、ライセンスしたとみなして損害賠償請求できることとされています（改正法（案）5条1項2号）。

また、②についても、通常、ライセンス契約を締結するにあたっては、ライセンス料の支払条件等、ライセンシーは様々な制約を受けるが、侵害者は何らの制限なく侵害行為を行っていること等から、これらの事情が相当使用料額の増額要因として考慮されるべきではないかとの指摘がされ、本改正案でも、「不正競争行為があったことを前提として、当該不正競争をした者との間で合意をするとしたならば、当該営業上の利益を侵害されたものが得ることとなるその対価を考慮することができる」として、その点が考慮される旨の規定が新設されています（改正法（案）5条4項）。

3. 使用等の推定規定の拡充

不正競争防止法5条の2では、営業秘密に係る不正競争行為のうち、「技術上の秘密」について一定の類型の不正競争行為があった場合に、その使用等が推定されるとされています。

現状定められている不正競争行為の類型は、不正取得類型（法2条1項4号）及び取得時悪意重過失の転得類型（同項5号及び8号）に限られています。このような状況について、①オープン・イノベーションが進む中で取引相手方に営業秘密を開示する事例も増加していること（正当取得類型）、②転職による持出及びその後の転職先企業への持ち込み事例も少なくないこと（取得時善意無重過失転得類型）から、推定の対象を全類型に拡充すべきではないかとの指摘がされました。

その結果、本改正案では、①については、刑事規律における「領得」行為が介在している場合に限り適用対象とし（改正法（案）5条の2第3項）、また、②については、不正開示行為等の介在について悪意重過失であり、かつ、営業秘密が記録された記録媒体等を消去・破棄せずに保持している場合に限り適用対象とすることとされています（改正法（案）5条の2第2項）。

なお、「在り方」では、「技術上の秘密」を全ての営業秘密に拡充すること、使用等の推定を限定提供データに係る不正競争行為にも拡充することも提言されていますが、本改正案ではその点は改正内容となっております。

（弁護士 増田 雅史、弁護士 渡邊 峻）

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『Web3、NFT、メタバースの法律実務と政策動向～概要から最新動向まで丁寧に解説～』
開催日時 2023年5月11日(木) 13:30～16:30
講師 増田 雅史
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『自民党 web3 ホワイトペーパーの徹底解説～各種論点整理と今後の政策動向～』
開催日時 2023年5月15日(月) 10:00～12:00
講師 増田 雅史
主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー 『【オンライン】アドテクノロジーの導入及び第三者提供を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～最新法改正と近時の解釈動向を踏まえて～』
開催日時 2023年5月15日(月) 14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『リーガルリサーチの基礎知識と最新情報』
開催日時 2023年5月18日(木) 15:00～16:00
講師 中村 智子(図書担当)
主催 BUSINESS LAWYERS(弁護士ドットコム)

- セミナー 『ChatGPTと生成AIに関する法的倫理的課題』
開催日時 2023年5月29日(月) 13:00～15:00
講師 田中 浩之
主催 AI法研究会

- セミナー 『グローバル(欧米・アジア/BRICs)データ保護規制の要点比較と最新実務対応』
開催日時 2023年6月7日(水) 13:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- セミナー 『金融機関における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様別の整理～』
開催日時 2023年6月16日（金）10:00～12:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『FP が知っておくべき Web3・NFT・メタバース』
開催日時 2023年6月23日（金）19:00～20:00
講師 増田 雅史
主催 ファイナンシャル・プランナー三田会

- セミナー 『ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様を踏まえた整理～』
開催日時 2023年7月3日（月）10:00～12:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『企業における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様を踏まえて基礎から実務上のポイントについて解説いたします～』
開催日時 2023年7月26日（水）14:00～16:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- 論文 「[座談会] メタバースを語る」
掲載誌 法学セミナー No.817
著者 増田 雅史

- 論文 「プラットフォーム規制の全体像と近時の動向（1）日本」
「プラットフォーム規制の全体像と近時の動向（2）EU」
「プラットフォーム規制の全体像と近時の動向（3）米国」
「プラットフォーム規制の全体像と近時の動向（4）中国」
掲載誌 追録第 93～99 号
著者 岡田 淳

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- 本 『クリエイターのための NFT 参入マニュアル』(2023 年 1 月刊)
 出版社 株式会社三オブックス
 著者 増田 雅史
- 論文 「2023 Global Legislative Predictions」
 掲載先 [International Association of Privacy Professionals](https://www.privacyprofessionals.com/)
 著者 田中 浩之 (共著)
- 本 『情報ネットワークの法律実務』(2023 年追録第 93 号追録)
 出版社 第一法規株式会社
 著者 増田 雅史 (共著)
- 論文 「知財判例速報 特許権侵害と属地主義の原則 — ドワンゴ対 FC2
 (プログラムの発明) 事件 (控訴審) 知財高判令和 4 年 7 月 20 日」
 掲載誌 ジュリスト No.1580
 著者 田中 浩之
- 本 『NFT ビジネス見るだけノート 中国語 簡体字版』(2023 年 2 月刊)
 出版社 機械工業出版社
 著者 増田 雅史
- 論文 「[座談会] メタバースを語る (法学セミナー e-Book Kindle 版)」
 掲載誌 法学セミナー e-Book No.40
 著者 増田 雅史
- 論文 「<Robotics 法律相談室第 91 回>自動運転車を用いた旅客/貨物自
 動車運送事業のルール整備の方向性はどのようなものか」
 掲載誌 日経 Robotics 2023 年 3 月号
 著者 真下 敬太
- 本 『NFT ビジネス見るだけノート 中国語 繁体字版』(2023 年 2 月刊)
 出版社 基峰資訊股份有限公司
 著者 増田 雅史
- 論文 「Mondaq Comparative Guides – Data Privacy – Japan Chapter」
 掲載誌 Mondaq Comparative Guides – Data Privacy 2023
 著者 田中 浩之、北山 昇、松本 亮孝

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- 論文 「ODR の実装に関する国際動向——APEC ODR Collaborative Framework Workshop の開催を受けて」
掲載誌 NBL No.1238
著者 飯野 悠介
- 本 『いまさら聞けないWeb3、NFT、メタバースについて増田雅史先生に聞いてみた』（2023年3月刊）
出版社 株式会社 Gakken
著者 増田 雅史
- 論文 「新潮流「web3」の分野横断的ルールメイキングの現場～ある弁護士の分野横断的なキャリア形成～」
掲載誌 中大法曹 第31号
著者 増田 雅史
- 本 『未来を創造するスタンフォードのマインドセット イノベーション&社会変革の新実装』（2023年4月刊）
出版社 株式会社 朝日新聞出版
著者 増田 雅史、羽深 宏樹（共著）
- 本 『マンガでわかる！NFTビジネス』（2023年4月刊）
出版社 株式会社宝島社
著者 増田 雅史
- 論文 「企業法務最前線＜第255回＞メタバースについて」
掲載誌 月刊監査役 No.749号
著者 増田 雅史

NEWS

- 岡田 淳 弁護士、アバディ・ティスナディサストラ 弁護士、パヌパン・ウドムスワンナクン 弁護士が ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2023 に選出されました
トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) Asia 2023年4月号にて、岡田 淳 弁護士、アバディ・ティスナディサストラ 弁護士及びパヌパン・ウドムスワンナクン 弁護士が ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2023 に選出されました。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2024 edition) にて高い評価を得ました

Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2024 edition) にて、当事務所は、Banking and Finance Law ならびに Insolvency and Reorganization Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。加えて、当事務所の弁護士 152 名が The Best Lawyers in Japan™に、55 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。

Intellectual Property Law の分野では飯塚 卓也 弁護士、齋藤 浩貴 弁護士、横山 経通 弁護士、三好 豊 弁護士、小野寺 良文 弁護士、岡田 淳 弁護士及び上村 哲史 弁護士が選ばれ、Technology Law の分野で田中 浩之 弁護士が The Best Lawyers in Japan™に選ばれました。また、Intellectual Property Law (Non-Patent) の分野では羽深 宏樹 弁護士、伊佐次 文佳 弁護士、平田 憲人 弁護士、渡邊 峻 弁護士が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選ばれました。

- Chambers Global 2023 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2023 にて当事務所は日本における複数の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) 及び中国においても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

Intellectual Property の分野では、以下の弁護士が高い評価を得ました。

JAPAN

Intellectual Property: Domestic

三好 豊、岡田 淳

CHINA

Intellectual Property (International Firms) : Foreign Expertise based abroad in

Japan

小野寺 良文

- The 2023 World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals にて高い評価を得ました

Law Business Research が発行する The 2023 World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals において、当事務所は日本を代表する法律事務所 (Gold) として選ばれました。また、当事務所の以下の弁護士・弁理士も各分野で高い評価を受けました。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

森・濱田松本法律事務所

- ・ Firms: prosecution and strategy (Gold)
- ・ Firms: enforcement and litigation (Silver)

弁護士・弁理士

- ・ Individuals: enforcement and litigation (Silver)
三好 豊
- ・ Individuals: enforcement and litigation (Silver)
小野寺 良文
- ・ Individuals: prosecution and strategy (Silver)
岡田 淳
- ・ Individuals: prosecution and strategy (Silver)
田中 尚文

➤ The Legal 500 Asia Pacific 2023 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2023 にて当事務所は日本における複数の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野にて Hall of Fame、Leading Individuals、Next Generation Partners または Rising Stars の高い評価を得ました。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナムにおいても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野にて高い評価を得ております。

Intellectual Property の分野では、三好 豊 弁護士、小野寺 良文 弁護士、岡田 淳 弁護士が Leading Individuals に、桑原 秀明 弁護士が Rising Stars に選ばれました。

➤ ジャカルタオフィス業務開始のお知らせ

当事務所は、2023 年 1 月 1 日より、インドネシアの現地法律事務所である ATD Law との業務提携を開始し、ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto という形で、弊事務所のジャカルタオフィスとして、本格的な業務を開始いたしました。

ジャカルタオフィスの概要

ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto

(森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィス*) *提携事務所

Revenue Tower, 25F, SCBD, Lot 13 District 8,

Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, DKI Jakarta 12190, Indonesia

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

➤ ニューヨークオフィス開設のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2023 年秋の業務開始を目指してニューヨークオフィスを開設する運びとなりましたので、お知らせいたします。

当事務所は、2002 年に森綜合法律事務所と濱田松本法律事務所との統合により設立され、現在約 720 名の弁護士（外国法弁護士を含む）がグループに所属する綜合法律事務所です。日本国外においては、1998 年に、他の日本の法律事務所に先駆けて北京にオフィスを開設し、また、2017 年には、バンコクの大手法律事務所と経営統合するなど、クライアントの皆様から「選ばれる事務所（Firm of Choice）」となるという経営ビジョンの下、アジア地域において業務を拡大してまいりました。

一方、当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件については、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりましたが、ニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、今般、アジア地域以外では初めてオフィスを開設することいたしました。当事務所は、ニューヨークオフィスを通じ、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスでは、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーの競争法案件や不正調査・危機管理対応・紛争案件に、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務に精通しています。

米州は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、法的にもひと際大きい市場の一つといえます。当事務所は、ニューヨークオフィスの開設を契機に、当事務所グループの全弁護士の総力を結集してさらなるリーガル・サービスの向上、国際業務の深化を目指してまいります。

➤ パートナーおよびカウンセラー就任のお知らせ

本年 1 月 1 日付にて、下記の 18 名の弁護士および 1 名の税理士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

濱 史子、西本 良輔、野間 裕亘、若林 功晃、北 和尚、佐藤 喬洋、北山 昇、喜多野 恭夫、川端 遼、五島 隆文、立石 光宏、金村 公樹、御代田 有恒、廣田

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

雅亮、内津 冬樹、福田 剛、奥田 亮輔、パヌパン・ウドムスワンナクン

【パートナー税理士】

間所 光洋

また、同日付で 16 名の弁護士および 1 名の税理士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

森田 茉莉子、秋月 良子、島田 里奈、白根 央、蔦 大輔、石田 渉、二村 佑、桑原 秀明、立川 聡、笠間 周子、ソニ・ティワリ、パタナワツ・ナンタウオーワーツ、ピティポーン・アナンタセーツ、サランポーン・チャイアナン、ピヤワンニー・ワタナサコンパン、ジラユ・サンクアンケーウ

【カウンセル税理士】

丸山 木綿子

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しく願いいたします。

➤ 新人弁護士（42 名）が入所しました

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com